

株 式 取 扱 規 則

平成27年5月11日改定

株式会社ウェブクルー

第1章 総則

(目的)

第1条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、定款第10条の規定に基づきこの規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

(請求または届出)

第3条 この規則による請求または届出は、当会社の定める書式によるものとする。

- 2 前項の請求または届出について、代理人より行うときは代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を、提出しなければならない。
- 3 当会社は、前2項の請求または届出をした者に対し、その者が株主または代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
- 4 当会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項または第2項の請求または届出を受理しない。

第2章 株主名簿への記載または記録等

(株主名簿への記載または記録等)

第4条 株主名簿への記載または記録、株式に係る質権の登録、移転または抹消、信託財産の表示または抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

- 2 当会社は、株主名簿に記載または記録される者（以下「株主等」という。）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載または記録を変更する。

- 3 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載または記録を行う。

(新株予約権原簿への記載または記録等)

第5条 新株予約権原簿への記載または記録、新株予約権に係る質権の登録、移転または抹消、信託財産の表示または抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

- 2 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第3章 諸 届

(株主等の住所および氏名または名称の届出)

第6条 株主等は、住所および氏名または名称を株主名簿管理人に届け出なければならない。

- 2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

(外国居住株主等の届出)

第7条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するかまたは通知を受ける場所を定めて、これを株主名簿管理人に届け出なければならない。

- 2 常任代理人は、前条第1項の株主等に含まれるものとする。

(法人の代表者)

第8条 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名および氏名を株主名簿管理人に届け出なければならない。

- 2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

(共有株式の代表者)

第9条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めてその住所および氏名または名称を株主名簿管理人に届け出なければならない。

- 2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

(法定代理人)

第10条 親権者または後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所および氏名または名称を株主名簿管理人に届け出なければならない。

- 2 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

(新株予約権者の届出事項等)

第11条 当社の新株予約権原簿に記載または記録される者の届出事項およびその届出方法については第6条から前条までの規定を準用する。

第4章 手数料

(手数料)

第12条 当社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。